

令和4年5月23日

債権者各位

東京都港区南青山六丁目7番2号
チューリングラム株式会社
代表取締役 三瀬 修平

合 併 公 告

当社（甲）は、令和4年7月1日を効力発生日として、当社が株式会社SEVENTAGE（乙、本店所在地 東京都港区南青山六丁目7番2号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する合併を行うことを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、甲の株主総会の承認決議（会社法第319条第1項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和4年6月1日に予定しており、乙は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヵ月以内にお申し出下さい。
2. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）<https://turingum.com/>
（乙）<https://seventage.co.jp/>

以上